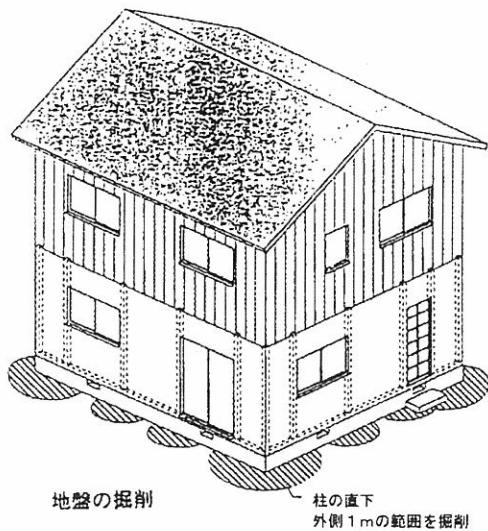
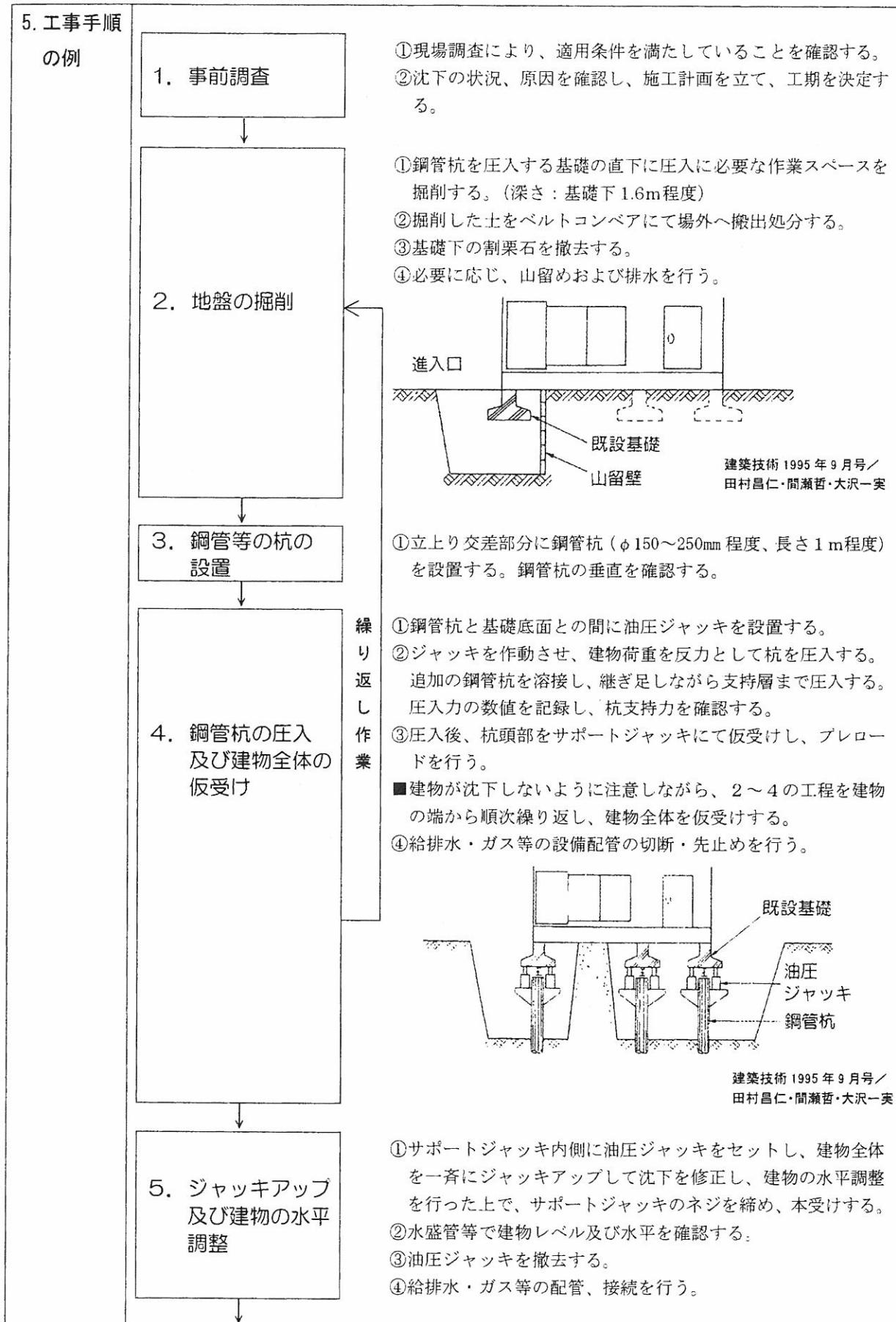


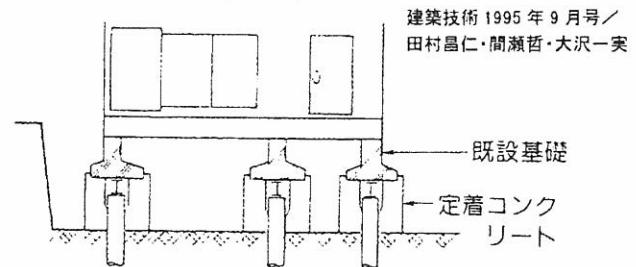
1. 工事名称 工事 NO	基礎のジャッキアップ+鋼管杭圧入工法		K-1-2
2. 工事概要	<p>基礎の下にジャッキをセットし、建物荷重を反力として鋼管杭を支持層まで圧入する。必要箇所の圧入が完了後、圧入した杭の支持力を反力として建物をジャッキアップする工法である。</p>		
3. 対応する 不具合と 原因	不具合 原因	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の沈下（K-1） <ul style="list-style-type: none"> ・地盤条件の設定過程の不良 ・地盤条件設定値の不適合 ・施工方法の選択不良 ・基礎形式選定の不適合 ・基礎の断面寸法・配筋方法の不良 ・基礎の配置・間隔不良 ・敷地の安全対策の不備 ・既存擁壁への対応不備 	
4. 適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管を杭として用いる場合は、当該杭の構造方法が建基法告示平 12 建告第 1347 号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」第一第 2 号の基準を満たすものであること。ただし、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことが構造計算により確かめられる場合にあっては、この限りでない。 ・ジャッキアップ時に必要な反力が確保できること。 ・既設の基礎が直接基礎であり、地表部分の地盤では十分な反力が確保できない場合に適用する。 		





6. 杭頭の定着

- ①基礎底面にケミカルアンカーを打ち込み、これに鉄筋を溶接し、杭頭部を配筋する。
- ②杭頭周囲にせき板を設置する。

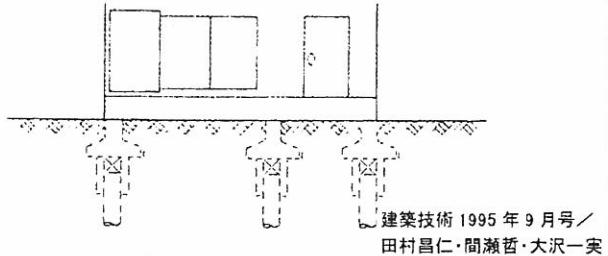


- ③圧入杭の杭頭部に鉄筋コンクリートを打設し、既設基礎と杭を定着させる。

7. 埋め戻し

- ①掘削部分を埋め戻す。なお、埋め戻しには土を使用する他、発泡モルタル等を使用する場合もある。

- ②布基礎の場合、束を復旧する。



8. 最終確認

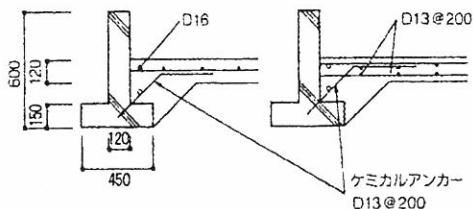
- ①水盛管等を用いて建物全体の設置高さ、水平を再度確認する。

- ②器材及び資材を撤去・搬出のうえ、片付け・清掃を行う。

6. 備考

- ・工事実施後においても、定期的に沈下の進行状況を確認する。沈下の進行が認められる場合は、補修方法を再検討する必要がある。
- ・ジャッキアップに伴い、外壁等にひび割れ等が生じた場合には、併せて補修する必要がある。
- ・施工は基礎下のみであり、設備配管等の盛替えにより、建物を平常通り使用することが可能である。
- ・施工に際しては以下の条件も重要である。
 - ・基礎下掘削用の進入口が確保できること。
 - ・基礎下掘削時に地下水の多量な湧水が生じない地盤であること。
 - ・基礎に変形に伴うひび割れ等がないこと。（*1）
- ・既設の基礎が擁壁に近接している場合は、注意して補修すること。
- ・擁壁を併せて補修する場合には、擁壁に有害な損傷、変形及び沈下が生じないように安全性を確認すること。（建基法令第142条及び建基法告示平12建告第1449号「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」参照）

* 1 布基礎の補強は、15 cm程度のスラブコンクリートの増し打ち、及び既設布基礎のベース部分とスラブコンクリートの間にハンチを設ける等が考えられる。基礎の補強を行なう場合は、1階床の取り外しが必要となることが多く、この場合は、仮移転が必要となる可能性が高い。



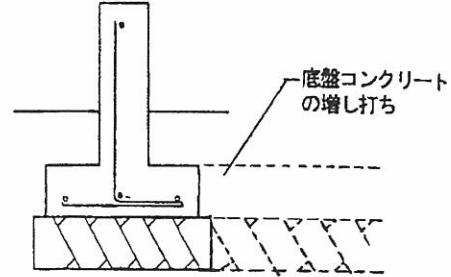
建築技術 1995年9月号／間瀬哲

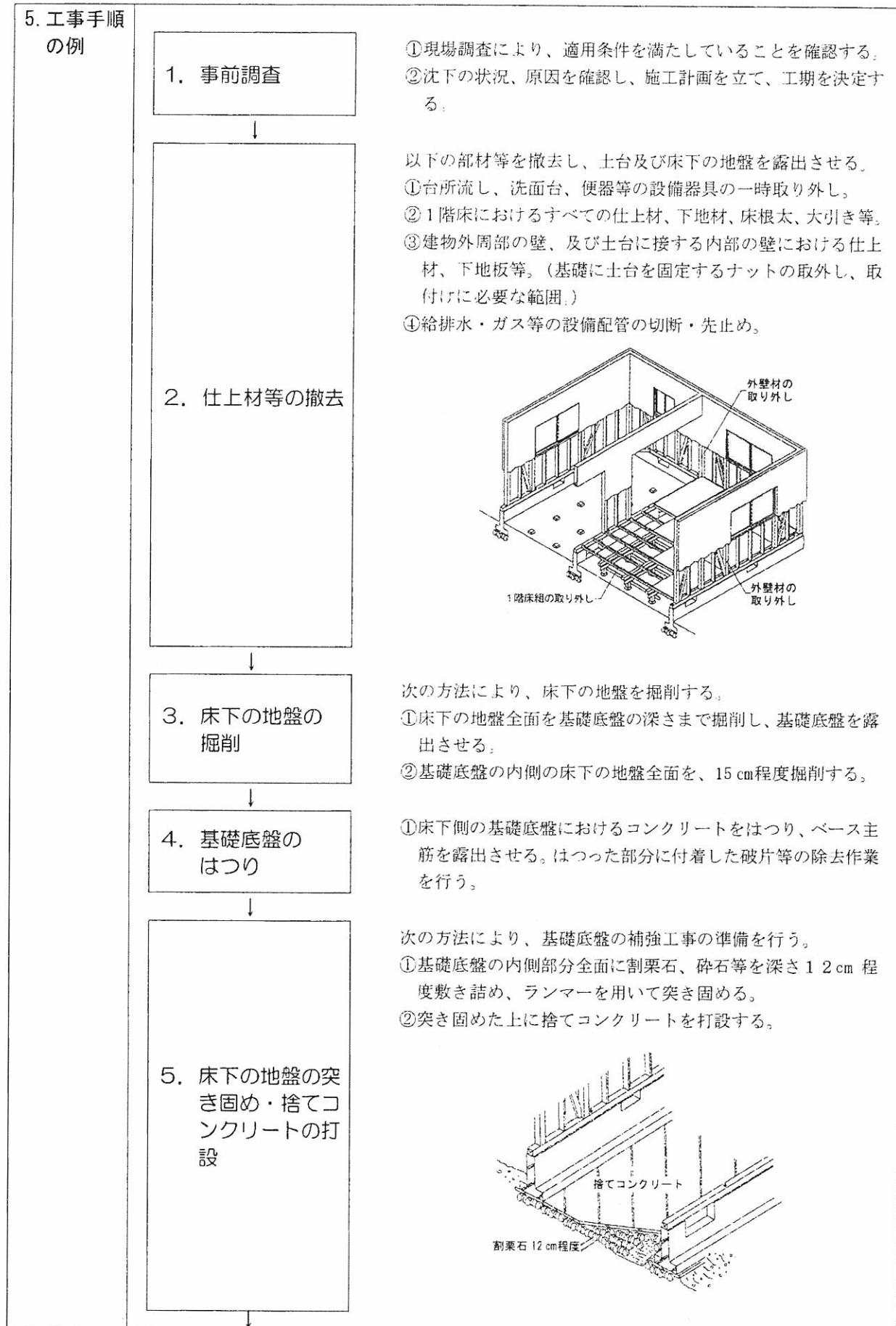
- また、建設住宅性能評価書を交付された住宅で該当する等級が2以上のものでは、補修された基礎は、原則として品確法告示平13国交告第1347号第5の1「構造の安定に関すること」の基準を満たすこと。

＜参考文献＞

No.	書名 [該当箇所] (監修)	編著者	発行所
1	建築技術 1995年9月号 [p. 54~62, p. 98~99, p. 114~115]	田村昌仁・間瀬哲・大沢一実	株式会社建築技術

1. 工事名称 工事 NO	布基礎をべた基礎に変更		K-1-3
2. 工事概要	<p>基礎荷重の作用面積を増大させることにより接地圧を減少させ、沈下の進行を止めるために、布基礎の内側の底盤コンクリートを増し打ちする方法である。沈下の修正は、「土台のジャッキアップ+基礎天端ならし（K-1-7）」による。</p>		
3. 対応する 不具合と 原因	不具合	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の沈下（K-1） 	
	原因	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤条件の設定過程の不良 ・地盤条件設定値の不適合 ・施工方法の選択不良 ・基礎形式選定の不適合 ・基礎の断面寸法・配筋方法の不良 ・基礎の配置・間隔不良 ・敷地の安全対策の不備 ・既存擁壁への対応不備 	
4. 適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による地盤調査（支持力、沈下量、上質等）により、現況地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が $20\text{kN}/\text{m}^2$ 以上であることを確認し、変更後のべた基礎の構造方法が建基法告示平 12 建告第 1347 号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」第一第 3 号の一から五までの基準を満たすものであること。ただし、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことが構造計算により確かめられる場合にあっては、この限りでない。 ・ジャッキアップ時に必要な反力が確保できること。 ・既設の基礎が布基礎であること。 ・沈下修正量が上台の欠き込みにより、構造耐力上支障が生じない範囲（上台の高さの $1/3$ 程度）であること。 		

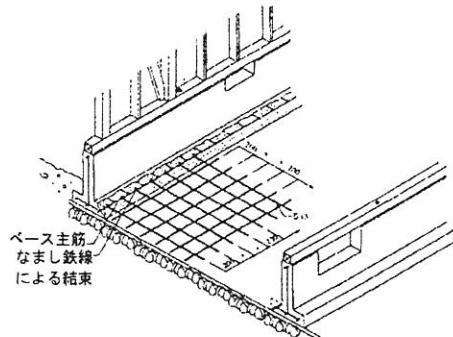




6. 底盤部分の配筋

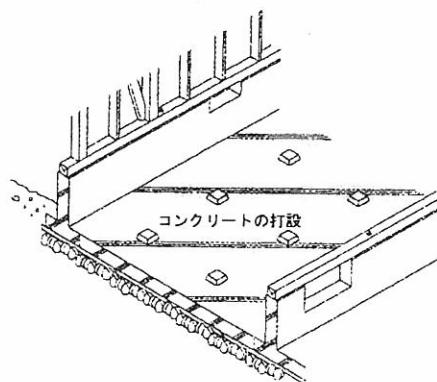
①基礎底盤の内側に、格子状に底盤用の配筋（D13@200程度）を行う。

- ・配筋端部をL形に曲げ、ベース主筋との定着をとるなど、既設の基礎と増し打ちした底盤を充分に一体化させる。



7. コンクリートの打設及び養生

①基礎底盤の内側で配筋を行った部分に、既設の基礎底盤の高さまでコンクリートを打設する。



②1週間以上コンクリートを養生する。(寒冷期においては、コンクリートを寒気から保護し、打込み後5日間以上はコンクリートを2°C以上に保つこと。)

8. 基礎天端レベル 調整

①「上台のジャッキアップ+基礎天端ならし（K-1-7）」により、レベル調整を行う。

以下の部分を復旧する。

- ① 階床におけるすべての束、大引き、床根太、下地板及び仕上材。
 - ② 建物外周部の壁および土台に接する内部の壁における下地板、仕上材等。
 - ③ 給排水・ガス管の配管、接続。
 - ④ 台所流し等の設備器具の再取付け。

9. 仕上材等の復旧

①水盛管等を用いて建物全体の設置高さ、水平を再度確認する。

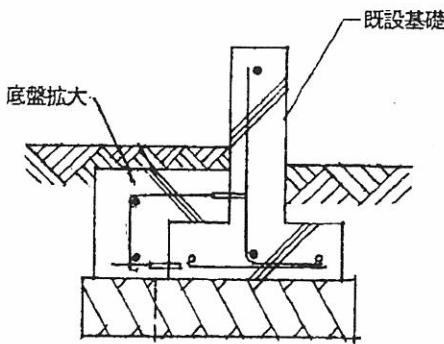
②器材及び資材を撤去・搬出のうえ、片付け・清掃を行う。

6. 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に仮住まいの確保が必要である。 ・工事実施後においても、定期的に沈下の進行状況を確認する。沈下の進行が認められる場合は、補修方法を再検討する必要がある。 ・ジャッキアップに伴い、外壁等にひび割れ等が生じた場合には、併せて補修する必要がある。 ・既設の基礎が擁壁に近接している場合は、注意して補修すること。 ・擁壁を併せて補修する場合には、擁壁に有害な損傷、変形及び沈下が生じないよう安全性を確認すること。（建基法令第142条及び建基法告示平12建告第1449号「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」参照） ・また、建設住宅性能評価書を交付された住宅で該当する等級が2以上のものでは、補修された基礎は、原則として品確法告示平13国交告第1347号第5の1「構造の安定に関すること」の基準を満たすこと。
-------	---

<参考文献>

No.	書名【該当箇所】(監修)	編著者	発行所
1	木造の詳細 1 構造編 新訂二版 [p. 120]	(株)彰国社	(株)彰国社 (2000年発行)

1. 工事名称 工事 N0	布基礎底盤の拡大		K-1-4
2. 工事概要	<p>基礎荷重の作用面積を増大させることにより接地圧を減少させるために、既設の布基礎にL形の断面形状を持つコンクリートを増し打ちし、沈下の進行を止める方法である。沈下の修正は、「土台のジャッキアップ+基礎天端ならし（K-1-7）」による。</p>		
3. 対応する 不具合と 原因	不具合	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の沈下（K-1） 	
	原因	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤条件の設定過程の不良 ・地盤条件設定値の不適合 ・施工方法の選択不良 ・基礎形式選定の不適合 ・基礎の断面寸法、配筋方法の不良 ・基礎の配置、間隔不良 ・敷地の安全対策の不備 ・既存擁壁への対応不備 	
4. 適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による地盤調査（支持力、沈下量、土質等）により、現況地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が30kN/m²以上であることを確認し、変更後の布基礎の底盤の幅が建基法告示平12 建告第1347号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」第一第4号の一及び二の基準を満たすものであること。ただし、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことが構造計算により確かめられる場合にあっては、この限りでない。 ・ジャッキアップ時に必要な反力が確保できること。 ・既設の基礎が布基礎であること。 ・沈下修正量が土台の欠き込みにより、構造耐力上支障が生じない範囲（土台の高さの1/3程度）であること。 		



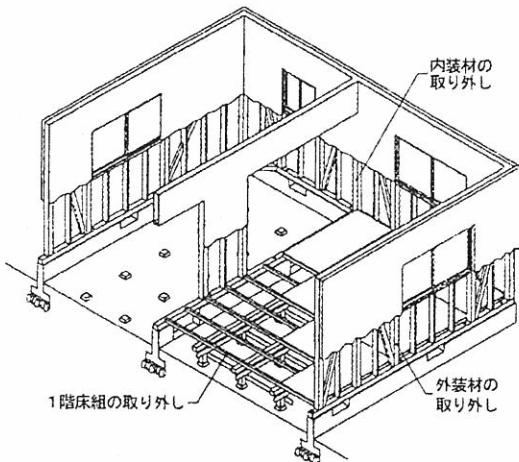
5. 工事手順
の例

1. 事前調査

- ①現場調査により、適用条件を満たしていることを確認する。
- ②沈下の状況、原因を確認し、施工計画を立て、工期を決定する。

2. 仕上材等の撤去

- 以下の部材等を撤去し、土台及び床下の地盤を露出させる。
- ①台所流し、洗面台、便器等の設備器具の一時取り外し。
- ②1階床におけるすべての仕上材、下地材、床根太、大引き等。
- ③建物外周部の壁、及び土台に接する内部の壁における仕上材、下地板等。（基礎に土台を固定するナットの取外し、取付けに必要な範囲。）
- ④給排水・ガス等の設備配管の切断・先止め。



3. 基礎増し打ち・
養生

- ①根切り・割栗地業・残土処分・埋戻し分袋詰め積置
- ②既設布基礎立上がり面目荒らし、あと施工アンカー（M12
 $I = 500$ ）
- ③鉄筋工事（底盤）
- ④型枠工事（底盤）
- ⑤コンクリート打設（底盤）
- ⑥型枠撤去
- ⑦埋戻し
 - ・設備スリーブ入れは鉄筋工事の次に行う。
 - ・1週間以上コンクリートを養生する。（寒冷期においては、コンクリートを寒気から保護し、打込み後5日間以上はコンクリートを2°C以上に保つこと。）

4. 基礎天端レベル
の調整

- 「土台のジャッキアップ+基礎天端ならし（K-1-7）」によりレベル調整を行う。

	<p>5. 仕上材等の復旧</p> <p>以下の部分を復旧する。</p> <p>①1階床におけるすべての束、大引き、床根太、下地材及び仕上材。 ②建物外周部の壁及び土台に接する内部の壁における下地板、仕上材等。 ③給排水・ガス管の配管、接続。 ④台所流し等の設備器具の再取付け。</p> <p>↓</p> <p>6. 最終確認</p> <p>①水盛管等を用いて建物全体の設置高さ、水平を再度確認する。 ②器材及び資材を撤去・搬出のうえ、片付け・清掃を行う。</p>
6. 備考	<ul style="list-style-type: none">工事中に仮住まいの確保が必要である。工事実施後においても、定期的に沈下の進行状況を確認する。沈下の進行が認められる場合は、補修方法を再検討する必要がある。ジャッキアップに伴い、外壁等にひび割れ等が生じた場合には、併せて補修する必要がある。既設の基礎が擁壁に近接している場合は、注意して補修すること。擁壁を併せて補修する場合には、擁壁に有害な損傷、変形及び沈下が生じないように安全性を確認すること。（建基法令第142条及び建基法告示平12建告第1449号「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」参照）また、建設住宅性能評価書を交付された住宅で該当する等級が2以上のものでは、補修された基礎は、原則として品確法告示平13国交告第1347号第5の1「構造の安定に関すること」の基準を満たすこと。

<参考文献>

No.	書名〔該当箇所〕(監修)	編著者	発行所
—	—	—	—

1. 工事名称 工事 NO	基礎のジャッキアップ+耐圧版工法（薬液注入）		K-1-5
2. 工事概要	直接基礎の下に耐圧版を設置し、これを反力として利用し、建物を基礎からジャッキアップする工法である。薬液注入によって地盤を補強する必要が生じる場合もある。		
3. 対応する 不具合と 原因	不具合 原因	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の沈下（K-1） ・地盤条件の設定過程の不良 ・地盤条件設定値の不適合 ・施工方法の選択不良 ・基礎形式の選定の不適合 ・基礎の断面寸法の不足 ・基礎の配置・間隔不良 ・敷地の安全対策の不備 ・既存擁壁への対応不備 	
4. 適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による地盤調査（支持力、沈下量、土質等）により、現況地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度を確認し、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことが構造計算により確かめられること。 ・ジャッキアップ時に必要な反力が確保できること。 ・既設の基礎が直接基礎であること。 ・薬液注入に必要なスペース（建物回り2.5m程度）があること。 		
5. 工事手順 の例	<p>（薬液注入工法併用の場合）</p> <p>①現場調査により、適用条件を満たしていることを確認する。</p> <p>②沈下の状況、原因を確認し、施工計画を立て、工期を決定する。</p> <p>・既往の地質調査結果などを良く理解し、支持層の深さ、また適当な深さの範囲に支持層を確認することができない場合は、油圧ジャッキの基礎部分の地盤について強度と性状を把握する。</p>		
	<p>1. 事前調査</p> <p>↓</p>		

2. 地盤改良（1）

- ①建物外周より硬化液剤注入の為のロッドを挿入し、そこから硬化液剤を圧送注入する。
- ・注入の下端深度は原則として支持層までとするが、適当な範囲に支持層が無い場合は、平面的な注入範囲を広く設定し、ジャッキアップした時に注入地盤自体が沈下しないようする。
 - ・硬化液は、通常セメント系の硬化液を用いるが、対象地盤が砂層などの場合には、地盤に硬化液を浸透させて強度増加を図るため、溶液型の薬液を用いることもある。

3. 地盤改良の効果の確認

- ①硬化養生期間を置いた後、ボーリング及びサウンディング等により地盤改良の効果を確認し、地耐力を評価する。地耐力が不十分な場合は、さらに地盤改良を行うこともある。

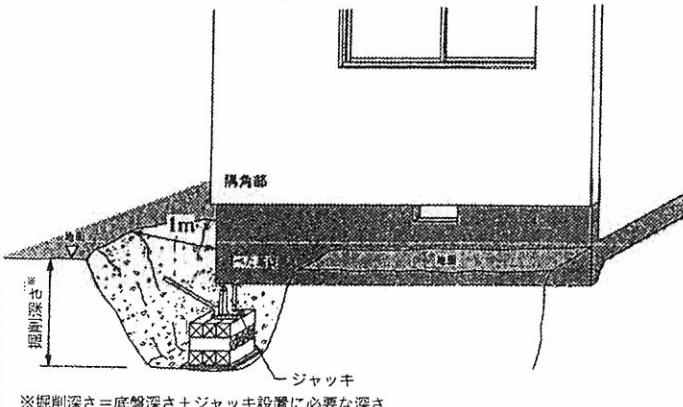
4. 地盤の掘削

- ①建物外周部の出隅、入隅を含む要所の基礎の直下部分に、当該部分屋外側半径1m程度の範囲を基礎底盤深さ+油圧ジャッキ高さ程度の深さまで掘削し、油圧ジャッキを設置する場所を確保する。

5. 油圧ジャッキ等を設置

- ①4で掘削した基礎の下部に、油圧ジャッキを設置する。この際、ジャッキ設置面が水平であることを確認し、鉄板及びPCブロックをジャッキの下に敷く。

- ②給排水・ガス等の設備配管の切断・先止めを行う。



6. ジャッキアップ

繰り返し

- ①水平面を設定し、水盛管を用いて建物全体がほぼ均等に上がるよう確認しながら、1cm程度づつ順番にすべてのジャッキを調整しながら、水平になるまでジャッキアップを行う。

- ①すべての油圧ジャッキの横に、レベル調整のためのPCブロックと鉄板（スペーサーとして使用）を基礎底盤と既設PCサンドルの間に隙間なく設置する。

- ②油圧ジャッキを順番に下げ、PCサンドルとスペーサーで建物全体を本受けする。

7. サンドル組み及び建物全体の本受け

- ①水盛管で水平レベルを確認し、油圧ジャッキを取り外す。
なお、水平でない場合は6～7の作業を水平が確認できるまで繰り返す。

- ②給排水・ガス管の配管・接続。

8. 油圧ジャッキの撤去

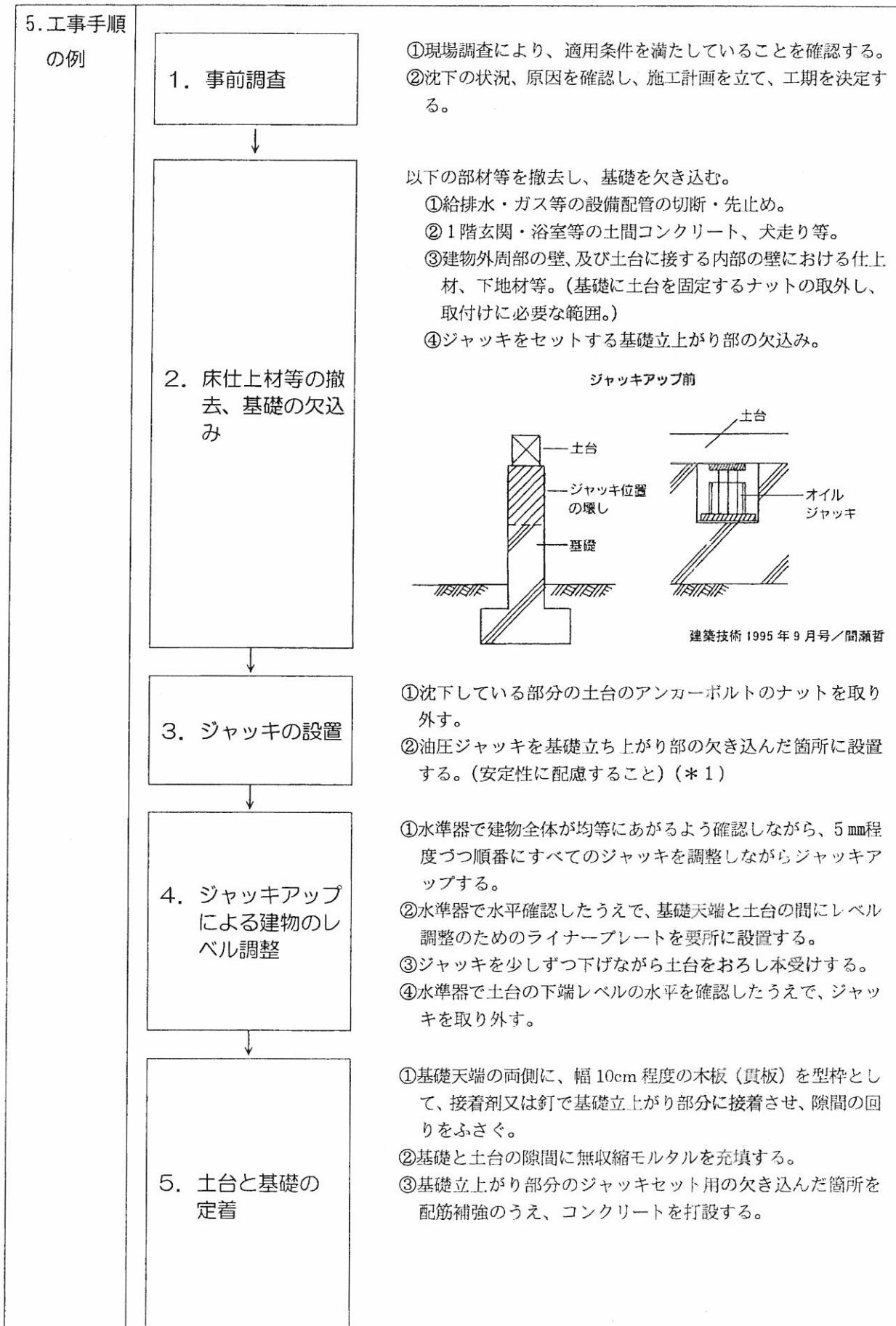
	<p>9. 基礎下充填工事</p> <p>↓</p> <p>10. 埋戻し</p> <p>↓</p> <p>11. 撤去した床部分の復旧</p> <p>↓</p> <p>12. 地盤改良（2）</p> <p>↓</p> <p>13. 最終確認</p>	<p>①掘削部分のP Cサンドルを包み込んで、基礎底盤まで発泡モルタルで充填する。</p> <p>②べた基礎の場合、建物中央付近の床1m程度四方の床仕上げ、下地板及び床根太等を撤去し、内部の基礎スラブを一部はつり、基礎底盤と地盤面との間に、基礎下全体に発泡モルタルが行き渡るように圧入する。</p> <p>①軽量盛土（発泡モルタル）以外の掘削部分を地表面まで埋め戻す。</p> <p>①べた基礎の場合、中央付近の一部撤去した床根太、下地板、フローリング仕上げ等を修復する。</p> <p>①必要に応じて、埋め戻された地盤のゆるみ防止・強化を目的として、硬化液剤注入の為のロッドを地盤に挿入し、そこから硬化液剤を圧送注入する。</p> <p>①水盛管等を用いて建物全体の設置高さ、水平を再度確認する。 ②器材及び資材を撤去・搬出のうえ、片付け・清掃を行う。</p>
6. 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・工事実施後においても、定期的に沈下の進行状況を確認する。沈下の進行が認められる場合は、補修方法を再検討する必要がある。 ・ジャッキアップに伴い、外壁等にひび割れ等が生じた場合には、併せて補修する必要がある。 ・施工は、ほぼ基礎下のみであり、設備管等の盛替えにより、建物を平常通り使用することが可能である。 ・施工に際しては以下の条件も重要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎下掘削用の進入口が確保できること。 ・基礎下掘削時に地下水の多量な湧水が生じない地盤であること。 ・基礎に変形に伴うひび割れ等がないこと。 ・既設の基礎が擁壁に近接している場合は、注意して補修すること。 ・擁壁を併せて補修する場合には、擁壁に有害な損傷、変形及び沈下が生じないように安全性を確認すること。（建基法令第142条及び建基法告示平12建告第1449号「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」参照） 	

<参考文献>

No.	書名【該当箇所】(監修)	編著者	発行所
-	-	-	-

木造（軸組）K-1-6
土台のジャッキアップ+土台と基礎の間にモルタル充填

1.工事名称 工事 NO	土台のジャッキアップ+土台と基礎の間にモルタル充填		K-1-6
2.工事概要	土台を含む上部建物の一部をジャッキアップし、水平に調整した上で、土台と基礎の間にモルタルを充填する工法である		
3.対応する 不具合と 原因	不具合	・基礎の沈下（K-1）	
	原因	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤条件の設定過程の不良 ・地盤条件設定値の不適合 ・施工方法の選択不良 ・敷地の安全対策の不備 ・既存擁壁への対応不備 	
4.適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による地盤調査（支持力、沈下量、土質等）により、現況地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度を確認し、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことが構造計算により確かめられること。 ・ジャッキアップ時に必要な反力が確保できること。 ・沈下修正量が土台の欠き込みにより、構造耐力上支障が生じない範囲（土台の高さの1/3程度）であること。 		

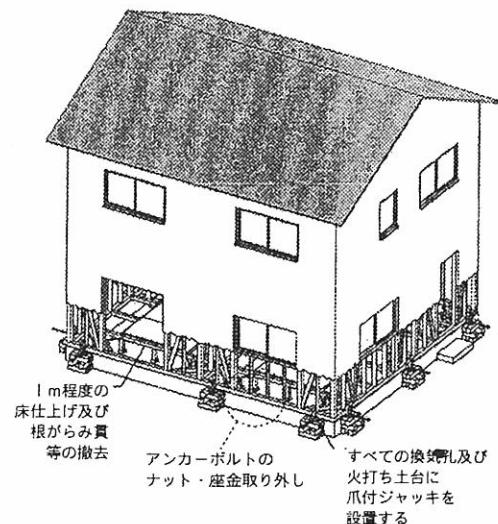


	<p>5. 土台と基礎の定着</p>	<p>建築技術 1995年9月号／間瀬哲</p>
	<p>6. アンカーボルトによる土台の緊結</p>	<p>①アンカーボルトにナットを取り付け、十分に締め付ける。なお、レベル調整により、アンカーボルトが短くなっている部分がある場合は、土台のボルト穴の周囲を欠き込み、ナットを締め付ける。</p>
	<p>7. 仕上材等の復旧</p>	<p>以下の部分を復旧する。</p> <p>①玄関・浴室等の束土間コンクリート床仕上げ、犬走り等。 ②建物外周部の基礎、土台廻りの仕上材等。 ③給排水・ガス管の配管、接続。</p>
	<p>8. 最終確認</p>	<p>①水盛管等を用いて建物全体の設置高さ、水平を再度確認する。 ②器材及び資材を撤去・搬出のうえ、片付け・清掃を行う。</p>
6. 備考	<ul style="list-style-type: none"> 工事実施後においても、定期的に沈下の進行状況を確認する。沈下の進行が認められる場合は、補修方法を再検討する必要がある。 ジャッキアップに伴い、外壁等にひび割れ等が生じた場合には、併せて補修する必要がある。 <p>※1：基礎せいがない場合は爪付きジャッキを使い、基礎の欠込みを避ける等、基礎を痛めないよう配慮する必要がある。</p>	

<参考文献>

No.	書名 [該当箇所] (監修)	編著者	発行所
1	建築技術 1995年9月号 [p. 110~111]	間瀬哲	(株)建築技術

1.工事名称 工事NO	土台のジャッキアップ+基礎天端ならし		K-1-7
2.工事概要	基礎底盤部は既設のままで、土台から上部躯体を一旦ジャッキアップし、基礎天端のレベル調整を行った後、上部躯体を据付け直す工法である。		
3.対応する 不具合と 原因	不具合 原因	・基礎の沈下（K-1） ・地盤条件の設定過程の不良 ・地盤条件設定値の不適合 ・施工方法の選択不良 ・敷地の安全対策の不備 ・既存擁壁への対応不備	
4.適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による地盤調査（支持力、沈下量、土質等）により、現況地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度を確認し、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことが構造計算により確かめられること。 ・ジャッキアップ時に必要な反力が確保できること。 ・沈下修正量が土台の欠き込みにより、構造耐力上支障が生じない範囲（土台の高さの1/3程度）であること。 ・建物の周囲に根がらみ鋼材の搬出入に必要とするスペースが確保できること。＊1 		
5.工事手順 の例	<p>1. 事前調査</p> <p>以下の部位を撤去し、土台及び床下地盤を露出させる。</p> <p>①現場調査により、適用条件を満たしていることを確認する。 ②沈下の状況、原因を確認し、施工計画を立て、工期を決定する。</p> <p>2. 仕上材等の撤去</p> <p>①台所流し、洗面台、便器等の設備器具の一時取外し。 ②1階床におけるすべての仕上材、下地材、床根太等。 (ジャッキアップ時の変形を避けるため、大引きの取り外しは極力行わない) ③建物外周部の壁、及び土台に接する内部の壁における仕上材、下地材等。(基礎に土台を固定するナットの取外し、取付けに必要な範囲) ④給排水・ガス等の設備配管の切断・先止め。</p>		



3. アンカーボルト
のナット取り外し

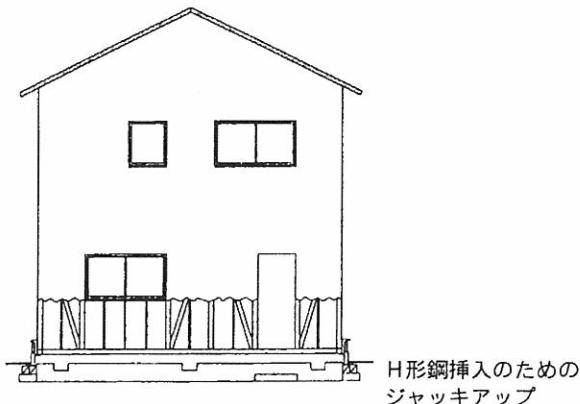
①基礎と土台を緊結しているすべてのアンカーボルトのナットを取り外す。

4. 予備の油圧ジャッキ等の設置

①すべての床下換気口及び火打ち土台部分に爪付油圧ジャッキを設置する。この際、床下地盤面が水平であることを確認し、ジャッキ設置部分の地盤が沈下する可能性がある場合は、地盤の表面をランマー等で充分締め固め、木製サンドル（50cm程度の角材）や鉄板（3cm×45cm×45cm程度）等をジャッキの下に敷き、ジャッキ根元を安定させる。

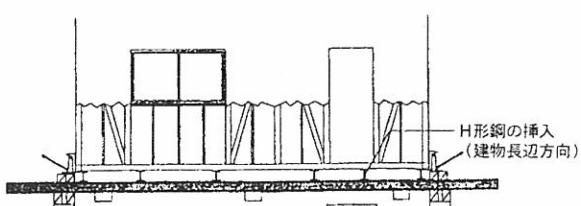
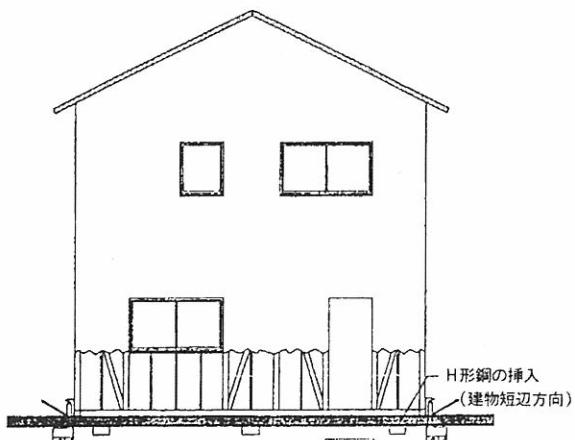
5. 鋼材設置のため
の予備ジャッキアップ

①水盛管を用いて建物全体が均等に上がるよう確認しながら、5mm程度づつ順番にすべてのジャッキを調整しながら20cm程度までジャッキアップする。



6. 鋼材の設置

①建物全体に鋼材（H形鋼）もしくは鉄道用レールを基礎天端と土間に井桁状に挟み込む。



7. 予備の油圧ジャッキの取り外し

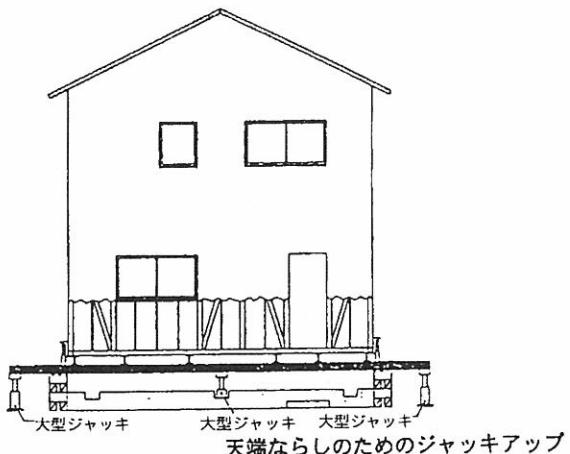
①水盛管を用いてで水平を確認しながら、建物を鋼材までおろし、爪付油圧ジャッキを取り外す。

8. 油圧ジャッキ等の設置

①鋼材の中央下部に油圧ジャッキを設置する。この際、床下地盤面が水平であることを確認し、ジャッキ設置部分の地盤が沈下する可能性がある場合は、地盤を充分締め固め、木製サンドルや鉄板（3cm×45cm×45cm程度）等をジャッキの下に敷き、水平を確保する。

9. ジャッキアップ

①建物を揚げることによりひずみが生じないように確認しながら、5mm程度づつ順番にすべてのジャッキを調整し、20cm程度まで鋼材ごと建物をジャッキアップする。



10. 基礎天端をはつる

①コンクリートとセルフレベリング用モルタルの密着性向上させるため、基礎天端のコンクリートをはつり、基礎天端表面に付着している破片等の除去する。

11. 基礎天端にコンクリート型枠を設置

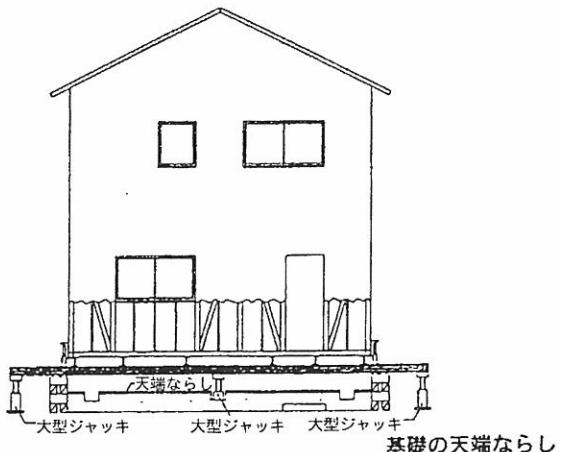
①土台を緊結するすべての基礎天端の両側に、幅10cm程度の木板（貴板）を型枠として、（型枠は基礎の天端より5cm程度以上高くなるように設置する。）接着剤又は釘で基礎立ち上がり部分に接着させる。

12. モルタル調合

①レバーモルタル材を現場にて水と練り合わせる。

13. モルタル打設

- ①基準点のレベルを基礎天端において計測器で示し、沈下の少ない基礎天端を基準にレベラーモルタルを打設する。自然に放置することでレベラーモルタルは水平になる。



14. 型枠外し

- ①レベラーモルタル打設 7日後にモルタル表面が乾燥していることを確認して木板を外す。

15. 基礎天端の水平確認

- ①水盛管を用いて基礎天端のレベルを計測し、水平であることを確認する。

16. H形鋼及びジヤッキの撤去

- ①4～9の手順を逆に進めてH形鋼を抜き取る。

17. 土台の設置

- ①建物の土台より上部にひずみが生じないよう5mm程度づつ順番に、油圧ジャッキを調節しながら基礎に土台を設置する。アンカーボルトの位置と土台のボルト穴の位置を確認する。

18. アンカーボルトによる土台の緊結

- ①アンカーボルトにナットを取付け、十分に締め付ける。なお、基礎天端調整により、アンカーボルトが短くなっている部分がある場合は、土台のボルト穴の周囲を欠きこみ、ナットを締めつける。

19. 仕上材及び下地材等の復旧

以下の部分を復旧する。

- ①1階床におけるすべての束、床根太、下地材及び仕上げ材。
(ジャッキアップで変形、傷んだ部分を含む)
- ②建物外周部の壁および土台に接する内部の壁における下地材、仕上材等。
- ③給排水・ガス管の配管、接続。
- ④台所流し等の設備器具の再取り付け。

20. 最終確認

- ①水盛管等を用いて建物全体の設置高さ、水平を再度確認する。
- ②器材及び資材を撤去・搬出のうえ、片付け・清掃を行う。

6. 備考

- ・工事中に仮住まいの確保が必要である。
 - ・工事実施後においても、定期的に沈下の進行状況を確認する。沈下の進行が認められる場合は、補修方法を再検討する必要がある。
 - ・ジャッキアップに伴い、外壁等にひび割れ等が生じた場合には、併せて補修する必要がある。
- * 1 : 短い鋼材を現場でボルト接合し、必要な長さにし、使用することも可能である。

<参考文献>

No.	書名【該当箇所】(監修)	編著者	発行所
—	—	—	—

参考資料—9. 住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準

(出典：建設省告示第 1653 号、平成 12 年 7 月 19 日、抜粋)

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第七十条の規定に基づき、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準を次のように定める。

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 70 条に規定する指定住宅紛争処理機関による住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準として、不具合事象の発生と構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性との相関関係について定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、住宅に発生した不具合である事象で、次に掲げる要件に該当するもの(以下「不具合事象」という。)について適用する。

1 新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、指定住宅紛争処理機関に対してあっせん、調停又は仲裁の申請が行われた紛争に係るものにおいて発見された事象であること。

2 当該住宅を新築する建設工事の完了の日から起算して十年以内に発生した事象であること。

3 通常予測できない自然現象の発生、居住者の不適切な使用その他特別な事由の存しない通常の状態において発生した事象であること。

第3 各不具合事象ごとの基準

1 傾斜

次に掲げる部位の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の(ろ)項の住宅の種類ごとに掲げる不具合事象が発生している場合における構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性は、同表の(は)項に掲げるとおりとする。

(1) 壁又は柱

(い)	(ろ)	(は)
レベル	住宅の種類	構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性
	木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅	
1	3／1000 未満の勾配(凹凸の少ない仕上げによる壁又は柱の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線(2m 程度以上の長さのものに限る。)の鉛直線に対する角度をいう。(以下この表において同じ。) の傾斜	低い。
2	3／1000 以上 6／1000 未満の勾配の傾斜	一定程度存する。
3	6／1000 以上の勾配の傾斜	高い。

2) 床(排水等の目的で勾配が付されているものを除く。)

(い)	(ろ)	(は)
レベル	住宅の種類	構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性
	木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅	
1	3/1000未満の勾配(凹凸の少ない仕上げによる床の表面における2点(3m程度以上離れているものに限る。)の間を結ぶ直線の水平面に対する角度をいう。以下この表において同じ。)の傾斜	低い。
2	3/1000以上6/1000未満の勾配の傾斜	一定程度存する。
3	6/1000以上の勾配の傾斜	高い。

2 ひび割れ

次に掲げる部位及びその仕上げの区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の(ろ)項の住宅の種類ごとに掲げる不具合事象が発生している場合における構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性は、同表の(は)項に掲げるとおりとする。

(1) 壁、柱、床、天井、はり又は屋根(パラペット及び庇の部分を除く。)

—省略—

(2) 基礎

イ 乾式の仕上材による仕上げ

—省略—

ロ 湿式の仕上材による仕上げ

(い)	(ろ)	(は)
レベル	住宅の種類	構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性
	木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅	
1	レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ	低い。
2	仕上材と構造材にまたがった幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ(レベル3に該当するものを除く。)	一定程度存する。
3	①仕上材と乾式の下地材又は構造材にまたがったひび割れ ②仕上材と構造材にまたがった幅0.5mm以上のひび割れ ③さび汁を伴うひび割れ	高い。

ハ 構造材による仕上げ

(い)	(ろ)	(は)
レベル	住宅の種類	構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性
	木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅	
1	レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ	低い。
2	幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ(レベル3に該当するものを除く。)	一定程度存する。
3	①幅0.5mm以上のひび割れ ②さび汁を伴うひび割れ	高い。

3 欠損

次に掲げる部位及びその仕上げの区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の(ろ)項の住宅の種類ごとに掲げる不具合事象が発生している場合における構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性は、同表の(は)項に掲げるとおりとする。

(1) 壁、柱、床、天井、はり又は屋根（パラペット及び庇の部分を除く。）

—省略—

(2) 基礎

イ 乾式の仕上材による仕上げ

—省略—

ロ 湿式の仕上材による仕上げ

(い)	(ろ)		(は)
レベル	住宅の種類		構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性
	木造住宅	木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅	
1	レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損	低い。
2	構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損（レベル3に該当するものを除く。）	構造材における深さ5mm以上20mm未満の欠損（レベル3に該当するものを除く。）	一定程度存する。
3	①仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ②構造材における深さ20mm以上の欠損 ③さび汁を伴う欠損 ④鉄筋が露出する欠損	①仕上材と乾式の下地材にまたがった欠損 ②構造材における深さ20mm以上の欠損 ③さび汁を伴う欠損 ④鉄筋が露出する欠損	高い。

ハ 構造材による仕上げ

(い)	(ろ)		(は)
レベル	住宅の種類		構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性
	木造住宅	木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅	
1	レベル2及びレベル3に該当しない欠損	レベル2及びレベル3に該当しない欠損	低い。
2	深さ5mm以上20mm未満の欠損（レベル3に該当するものを除く。）	深さ5mm以上20mm未満の欠損（レベル3に該当するものを除く。）	一定程度存する。
3	①深さ20mm以上の欠損 ②さび汁を伴う欠損 ③鉄筋が露出する欠損	①深さ20mm以上の欠損 ②さび汁を伴う欠損 ③鉄筋又は鉄骨が露出する欠損	高い。

4. 破断又は変形

—省略—

第4 留意事項

この基準を住宅紛争処理の参考とするに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 次の(1)又は(2)に掲げる不具合事象については、この基準を参考としないこと。

(1) 材料特性の異なる下地材及び構造材又は下地材同士若しくは構造材同士が接合された部分に発生したひび割れ又は欠損

(2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅における次に掲げる事象

イ 乾式の仕上材による仕上げが施された屋根に発生した複数の乾式の仕上材にまたがったひび割れ又は欠損(構造材との間にまたがった幅 0.3mm 以上のひび割れ、構造材における深さ 5mm 以上の欠損及び鉄筋又は鉄骨が露出する欠損を除く。)

ロ ひび割れ誘発目地に発生したひび割れ若しくは欠損又はひび割れ誘発目地から連続したひび割れ若しくは欠損

ハ 土に接する壁、柱、床、天井又ははりに発生したさび汁が伴うひび割れ、欠損又は破断若しくは変形

ニ はね出し縁(バルコニー、片廊下その他これに類するものをいう。)の床の先端部分に発生したひび割れ又は欠損

2 特殊な建築材料又は構造方法を用いた住宅については、その建築材料又は構造方法の特性に配慮した上で、この基準を参考とすること。

3 この基準における「構造耐力上主要な部分における瑕疵」は、大規模な修補が必要となる比較的重要なものから局部的な修補のみが必要となる比較的軽微なものまでを含むものであること。

4 紛争処理委員は、この基準を参考とする場合であっても、個別の住宅における不具合事象の発生状況その他の状況を総合的に勘案して、住宅紛争処理を迅速かつ適正に進めること。

5 この基準は、構造耐力上主要な部分における瑕疵の有無を特定するためのものではないため、レベル 1 に該当しても構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する場合があり、また、レベル 3 に該当しても構造耐力上主要な部分に瑕疵が存しない場合もあること。

參考資料-10 建築基準法令集 抄

建築基準法 令

(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)

(敷地の衛生及び安全)

- 第19条** 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。
- 2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。
 - 3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。
 - 4 建築物がかけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(構造耐力)

- 第20条** 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければならない。
- 一 建築物の安全上必要な構造方法に関する政令で定める技術的基準に適合すること。
 - 二 次に掲げる建築物にあつては、前号に定めるもののほか、政令で定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
 - イ 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物
 - ロ イに掲げるもののほか、高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超える建築物で、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの

(建築材料の品質)

- 第37条** 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。
- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合することについて国土交通大臣の認定を受けたもの

(工作物への準用)

- 第八十八条** 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条、第七条の二、第七条の三、第七条の四、第七条の五（第六条の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条（第十三項を除く。）、第二十条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条中第三十三条及び第三十四条第一項に関する部分、第三十七条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項及び第二項並びに第十八条第十三項の規定を準用する。

（以下、略）

建築基準法施行令 抄

(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)
最終改正：平成 13 年 3 月 30 日政令第 98 号

(構造設計の原則)

- 第36条の2** 建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。
- 2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、つりあいよく配置すべきものとする。
- 3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような韌性をもたすべきものとする。

第二節 構造部材等

(構造部材の耐久)

- 第37条** 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

- 第38条** 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
- 2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
- 3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ 13 メートル又は延べ面積 3000 平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき 100 キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。
- 5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。
- 6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等の緊結)

- 第39条** 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。
- 2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(適用の範囲)

- 第51条** この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の構造部分に適用する。ただし、高さ 13 メートル以下であり、かつ、軒の高さが 9 メートル以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しな

い。

- 2 高さが 4 メートル以下で、かつ、延べ面積が 20 平方メートル以内の建築物については、この節の規定中第 55 条第 2 項及び第 56 条の規定は、適用しない。
- 3 構造耐力上主要な部分でない間仕切壁で高さが 2 メートル以下のものについては、この節の規定中第 52 条及び第 55 条第 5 項の規定に限り適用する。
- 4 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の建築物（高さ 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超えるものに限る。）又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物（高さ 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超えるものに限る。）については、この節の規定中第 59 条の 2 に限り適用する。

（組積造の施工）

- 第52条** 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて充分に水洗いをしなければならない。
- 2 組積材は、この目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。
 - 3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が 1 対 3 のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が 1 対 2 対 5 のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。
 - 4 組積材は、芋目地ができるないように組積しなければならない。

（構造耐力上主要な部分等のささえ）

- 第62条** 組積造である構造耐力上主要な部分又は構造耐力上主要な部分でない組積造の壁で高さが 2 メートルをこえるものは、木造の構造部分でささえではならない。

（適用の範囲）

- 第71条** この筋の規定は、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。
- 2 高さが 4 メートル以下で、かつ、延べ面積が 30 平方メートル以内の建築物又は高さが 3 メートル以下の壁については、この筋の規定中第 72 条、第 75 条及び第 79 条の規定に限り適用する。

（コンクリートの材料）

- 第72条** 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならぬ。
- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
 - 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
 - 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

（鉄筋の継手及び定着）

- 第73条** 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。
- 一 柱及びはり（基礎ばかりを除く。）の出すみ部分
 - 二 煙突
 - 2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の 25 倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の 40 倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。
 - 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の 40 倍以上としなければならない。

- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。
- 5 前各項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

(コンクリートの強度)

- 第74条** 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。
- 一 4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、9ニュートン）以上であること。
 - 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合すること。
 - 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならぬ。
 - 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

- 第75条** コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

- 第79条** 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。
- 2 前項の規定は、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

第七節 無筋コンクリート造

(無筋コンクリート造に対する第四節及び第六節の規定の準用)

- 第80条** 無筋コンクリート造の建築物又は無筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物の無筋コンクリート造の構造部分については、この章の第4節（第52条を除く。）の規定並びに第71条（第79条に関する部分を除く。）、第72条及び第74条から第76条までの規定を準用する。

(構造方法に関する補則)

- 第80条の2** 第3節から前節までの定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従つた構造としなければならない。
- 一 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるもの
 - 二 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

(鋼材等)

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表1又は表2の数値によらなければならない

表-1

許容応力度 鉄材の種類	長期応力に対する許容応力度 (単位1平方センチメートルにつきキログラム)				短期応力に対する許容応力度 (単位1平方センチメートルにつきキログラム)			
	圧縮	引張り	曲げ	剪断	圧縮	引張り	曲げ	剪断
一般構造用鋼材 溶接構造用鋼材	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5 \cdot}$				
ボルト	黒皮	—	$\frac{F}{1.5}$	—	—			
	仕上げ	—	$\frac{F}{1.5}$	—	$\frac{F}{2}$			
リベット綱	—	$\frac{F}{1.5}$	—	$\frac{F}{2}$				
鋳 鋼	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5 \cdot}$				
鋳 鉄	$\frac{F}{1.5}$	—	—	—				
この表においては、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて建設大臣が定める基準強度(単位 1センチメートルにつきキログラム)を表すものとする。								

表-2

許容応力度 鉄材の種類	長期応力に対する許容応力度 (単位1平方センチメートルにつきキログラム)				短期応力に対する許容応力度 (単位1平方センチメートルにつきキログラム)			
	圧 縮	引 張 り			圧 縮	引 張 り		
		剪断補強以外 に用いる場合	剪断補強に用 いる場合	剪断補強以外 に用いる場合		剪断補強に用 いる場合		
丸 鋼	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 1,600を超える 場合には、 1,600)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 1,600を超える 場合には、 1,600)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 2,000を超える 場合には、 2,000)	F	F	F (当該数値が 3,000を超える 場合には、 3,000)		
異形 鉄筋	径28ミ リメー トル以 下のも の・・	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 2,200を超える 場合には、 2,200)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 2,200を超える 場合には、 2,200)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 2,000を超える 場合には、 2,000)	F	F	F (当該数値が 4,000を超える 場合には、 4,000)	
	径28ミ リメー トルを 超える もの・	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 2,000を超える 場合には、 2,000)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 2,000を超える 場合には、 2,000)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が 2,000を超える 場合には、 2,000)	F	F	F (当該数値が 4,000を超える 場合には、 4,000)	
鉄線の径が 4ミリメー トル以上の 溶接金網・	—	$\frac{F}{1.5}$	—	—	—	F (ただし、床 版に用いる場 合に限る)・	F	
この表においては、Fは、表-1に規定する基準強度を表すものとする。								

(コンクリート)

第91条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、付着については、実験及び計算によって確かめられた数値とすることができる。

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(地盤及び基礎ぐい)

第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	1,000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

(工作物の指定)

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。）とする。

- 一 高さが6メートルを超える煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
- 二 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の注、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗お並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- 三 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 四 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 五 高さが2メートルを超える擁壁
- 2 (略)

(煙突及び煙突の支線)

第139条 第138条第1項第1号に掲げる煙突については、第36条の2から第39条まで、第51条第1項、第52条、第3章第5節(第70条を除く。)、第6節(第76条から第78条の2までを除く。)、第6節の2(第79条の4の規定中第76条から第78条の2までの準用に関する部分を除く。)及び第7節(第51条第1項、第71条、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。)、第80条の2、第115条第1項第6号及び第7号、第5章の4第3節並びに第7章の8の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

(略)

- 2 煙突の支線の端部は、鉄筋コンクリート造のくいその他腐るおそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたくいに緊結しなければならない。
- 3 第1項に掲げるのは、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものとしなければならない。

(擁壁)

第142条 第138条第1項第5号に掲げる擁壁については、第36条の2から第39条まで、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第3章第7節(第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。)、第80条の2、第7章の8(第136条の6を除く。)及び第139条第3項の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

- 一 その構造が、次に定めるところによること。
 - イ 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。
 - ロ 石造の擁壁は、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを充分に結合すること。
 - ハ 拥壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること。
- 二 拥壁の構造が、その破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

告 示

(平成 12 年 5 月 31 日建告第 1449 号)

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

第 1 (略)

第 2 (略)

第 3 令第 138 条第 1 項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 7 条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りではない。

- 一 宅地造成等規制法施行令第 5 条第 1 項各号の一に該当するがけ面に設ける擁壁
- 二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設ける擁壁
- 三 宅地造成等規制法施行令第 8 条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁
- 四 宅地造成等規制法施行令第 15 条の規定に基づき、同令第 6 条から第 10 条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると建設大臣が認める擁壁

附 則

昭和 56 年建設省告示第 1104 号は廃止する。

参考資料－11 宅地造成等規制法（抜粋）

昭和 36・11・7
法律 191

改正 昭和 37・9 法 161、昭和 39・7 法 160、昭和 43・6 法 101、
昭和 53・5 法 38、昭和 56・5 法 58、昭和 59・5 法 47、平成
3・5 法 79、平成 5・11 法 89、平成 6・6 法 49、平成 11・7
法 87

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 宅地造成工事規制区域（第3条－第7条）
- 第3章 宅地造成に関する工事等の規制（第8条－第18条）
- 第4章 雜則（第19条－第22条）
- 第5章 罰則（第23条－第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。
二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く。）をいう。
三 災害 がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。
四 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）を作成することをいう。
五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。
六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

第2章 宅地造成工事規制区域

（宅地造成工事規制区域）

第3条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）又は同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「特例市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。第20条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）

の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。

- 2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の指定をするときは、建設省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を建設大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。
- 4 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

(測量又は調査のための土地の立入り)

第4条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその旨をその土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う陣容物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第6条 第4条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第3章 宅地造成に関する工事等の規制

(宅地造成に関する工事の許可)

- 第8条 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を附することができる。

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

- 第9条 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(工事等の届出)

- 第14条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があった日から21日以内に、建設省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁又は排水施設に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行なおうとする者は、第8条第1項の許可を受けなければならない場合を除き、その工事に着手する日の14日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者は、第8条第1項の許可を受けなければならない場合を除き、その転用した日から14日以内に、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(宅地の保全等)

- 第15条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行なわれたものを含む。以下次項、次条第1項及び第20条において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

- 第16条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれがある場合においては、その著しいおそれを除去するため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置若しくは改造又は地形の改良のための工事を行なうことができる。

2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の行為によって同項に規定する災害の発生の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に同項の工事の全部又は1部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は1部を行なうことを命ずることができる。

3 第13条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。

（報告の徵取）

第18条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行なわれている工事の状況について報告を求めることができる。

第4章 雜則

（市町村長の意見の申出）

第20条 市町村長は、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

参考資料－12 宅地造成等規制法施行令（抜粋）

昭和37・1・30
政令16

改正 昭和40・2政15、昭和45・12政333、昭和53・5政205、
昭和55・7政196、昭和56・4政144、7政248、昭和59・
6政231、昭和62・3政57、10政348、平成3・3政25、平
成6・3政69、9政303、12政398、平成9・3政74、平成1
0・10政351、平成11・1政5、11政352

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 宅地造成に関する工事の技術的基準（第4条－第16条）
- 第3章 設計者及び届出を要する工事（第17条－第19条）
- 第4章 雜則（第20条－第23条）
- 附則

第1章 総則

（定義等）

- 第1条 この政令（第3条を除く。）において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成で
それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。
- 2 この政令において、「がけ」とは地表面が水平面に対し30度をこえる角度をなす土地で硬岩
盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「がけ面」とはその地表面をいう。
- 3 がけ面の水平面に対する角度をがけの勾配とする。
- 4 小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、
水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけ
は、一体のものとみなす。
- 5 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項におい
て同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を
擁壁の高さとする。

（公共の用に供する施設）

- 第2条 宅地造成等規制法（以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める公共の用に供する
施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安設及び鉄道、
軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、
墓地その他の施設で建設省令で定めるものとする。

（宅地造成）

- 第3条 法第2条第2号の政令で定める土地の形質の変更は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルをこえるがけを生ずることと
なるもの
 - 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルをこえるがけを生ずることと
なるもの
 - 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが
1メートル以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートル
をこえるがけを生ずることとなるもの
 - 四 前各号の1に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が50
0平方メートルをこえるもの

第2章 宅地造成に関する工事の技術的基準

(地盤)

- 第4条 切土又は盛土（前条第4号の切土又は盛土を除く。）をする場合においては、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配をとらなければならない。
- 2 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置を講じなければならない。
 - 3 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講じなければならない。
 - 4 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置を講じなければならない。

(擁壁)

- 第5条 切土又は盛土（第3条第4号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずるがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するものがけ面についてはこの限りでない。
- 一 土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度以下のもの
 - 二 土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度をこえ同表下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。
- 2 前項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合には、適用しない。

(擁壁の構造)

- 第6条 前条の規定より設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

- 第7条 第5条の規定により設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確かめたものでなければならない。
- 一 土庄、水圧及び自重（以下「土庄等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - 二 土庄等によって擁壁が転倒しないこと。
 - 三 土庄等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
 - 四 土庄等によって擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 土庄等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、

盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期応力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第8条 第5条の規定により設置する間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下別表第4において同じ。）が、がけの土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて1体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。

三 前2号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（建築基準法施行令の準用）

第9条 第5条の規定により設置する擁壁については、建築基準法施行令第36条から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第10条 第5条の規定により設置する擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。

（任意に設置する擁壁）

第11条 法第8条第1項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁で、第5条の規定により設置する擁壁以外の高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令第142条（同令第7章の7の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（擁壁によっておおわれないがけ面の保護）

第12条 切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなるがけを擁壁でおおわないとときは、そがけ面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

(排水施設)

第13条 切土又は盛土をする場合には、雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設を設置しなければならない。

第14条 前条の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものでなければならない。

2 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定は、前条の排水施設について準用する。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第15条 構造材料又は構造方法が第6条から第10条までの規定によらない擁壁で、建設大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものは、第6条の規定の適用については、同条本文に規定する擁壁（建設大臣が練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、練積み造の擁壁）とみなす。

(規則への委任)

第16条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）又は同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「特例市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。次項及び第22条において同じ。）は、都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第5条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによっては宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この草に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を附加することができる。

第3章 設計者及び届出を要する工事

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第17条 法第9条第2項の政令で定める措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルをこえる擁壁の設置
- 二 切土又は盛土をする土地の面積が1500平方メートルをこえる土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第18条 法第9条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 建設大臣が前各号と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(届出を要する工事)

第19条 法第14条第2項の政令で定める工事は、高さが2メートルをこえる擁壁又は雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部又は1部の除却の工事とする。

第4章 雜則

(報告の徴収)

第22条 法第18条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 宅地の面積及びがけの高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁及び排水施設の構造、規模その他の現況
- 三 宅地に関する工事の計画及び施行状況

(省令への委任)

第23条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令を実施するため必要な事項は、建設省令で定める。

附則 [抄]

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和37年2月1日）から施行する。

附則 [昭和40・2・12政令15]

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和40年3月1日から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この政令の施行前に着手した宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けなければならない工事に対する宅地造成等規制法施行令第7条第3項第2号、第9条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限・
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

別表第2（第7条関係）

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂 質 土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む 土	1.6トン	0.50

別表第3（第7条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第8条関係）

種	土質	擁壁			
		勾配	高さ	下端部分の厚さ	
第一種	岩・岩屑・砂利又は砂利まじり砂	70度を超える 75度以下・	2メートル以下・	40センチメートル以上	
			2メートルを超える 3メートル以下・	50センチメートル以上	
		65度を超える 70度以下・	2メートル以下・	40センチメートル以上	
			2メートルを超える 3メートル以下・	45センチメートル以上	
			3メートルを超える 4メートル以下・	50センチメートル以上	
			3メートル以下・	40センチメートル以上	
			3メートルを超える 4メートル以下・	45センチメートル以上	
			4メートルを超える 5メートル以下・	60センチメートル以上	
		65度以下	2メートル以下・	50センチメートル以上	
			2メートルを超える 3メートル以下・	70センチメートル以上	
第二種	真砂土・関東ローム・硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超える 75度以下・	2メートル以下・	45センチメートル以上	
			2メートルを超える 3メートル以下・	60センチメートル以上	
		65度を超える 70度以下・	3メートルを超える 4メートル以下・	75センチメートル以上	
			2メートル以下・	40センチメートル以上	
			2メートルを超える 3メートル以下・	50センチメートル以上	
			3メートルを超える 4メートル以下・	65センチメートル以上	
			4メートルを超える 5メートル以下・	80センチメートル以上	
		65度以下	2メートル以下・	85センチメートル以上	
			2メートルを超える 3メートル以下・	90センチメートル以上	
第三種	その他の土質		2メートル以下・	75センチメートル以上	
			2メートルを超える 3メートル以下・	85センチメートル以上	
			3メートルを超える 4メートル以下・	105センチメートル以上	
	65度以下	2メートル以下・	70センチメートル以上		
		2メートルを超える 3メートル以下・	80センチメートル以上		
		3メートルを超える 4メートル以下・	95センチメートル以上		
		4メートルを超える 5メートル以下・	120センチメートル以上		

参考資料－13. 宅地造成等規制法施行令第15条に基づく認定擁壁一覧表

(平成15年3月 現在)

番号	大臣認定擁壁名称	認定書番号	認定年月日	認定取得者名
1	三段ブロック	建設省東住第10号	昭和38年1月26日	東新コンクリート工業(株)
2	山内式B型コンクリートブロック	建設省東住第110号	昭和38年11月27日	菱和コンクリート工業(株)
3	スクラム式間知ブロック	建設省東住第93号	昭和39年9月1日	スクラム式間地ブロック全国代表・特殊高圧コンクリート研究所
4	佐々木式安定三角ブロック	建設省東住第94号	昭和39年9月1日	佐々木セメント技術研究所
5	特許中本式強力ブロック	建設省広住第5号	昭和39年9月1日	中本禎造
6	藤式V型ブロック	建設省奈住第30号	昭和39年9月1日	近畿建材(株)
7	π(パイ)型ブロック	39建設省東住第114号	昭和40年2月18日	(有)不二設計所
8	△(デルタ)型ブロック	39建設省東住第115号	昭和40年2月18日	(有)不二設計所
9	東横防災ブロック	39建設省神住第156号	昭和40年2月18日	東横セメント工業(株)
10	間知コンクリートブロックSK-1型	39建設省神住第151号	昭和40年2月18日	相鉄興業(株)
11	京阪式安全ブロック第1型	39建設省阪住第271号	昭和40年2月18日	京阪コンクリート工業(株)
12	京阪式安全ブロック第6型	39建設省阪住第271号	昭和40年2月18日	京阪コンクリート工業(株)
13	京阪式安全ブロック第8型	39建設省阪住第271号	昭和40年2月18日	京阪コンクリート工業(株)
14	新日本式ブロックA型	39建設省阪住第303号	昭和40年2月18日	新日本コンクリート工業(株)
15	小牧式T型ブロック	39建設省鹿住第51号	昭和40年2月18日	南日コンクリート(株)
16	共和式間知ブロック	39建設省北住第162号	昭和40年2月18日	共和コンクリート工業(株)
17	盃型コンクリートブロック	39建設省北住第162号	昭和40年2月18日	共和コンクリート工業(株)
18	改良型三段ブロック	建設省東住第43号	昭和40年2月28日	東新コンクリート工業(株)
19	本州式コンクリートブロックI型	建設省東住第43号	昭和40年2月28日	本州コンクリート工業(株)
20	東興ブロック	建設省東住第43号	昭和40年2月28日	全日本東興ブロック協会
21	キングブロックを用いる 鉄筋コンクリート造斜め 格子梁型	建設省計宅開発第61号	昭和42年11月1日	キングコンクリート工業(株)
22	目地モルタルを使用する 大谷石積み造擁壁	建設省計宅開発第73号	昭和43年11月20日	大谷石材協同組合
23	草竹式扶壁付きブロック 3号	建設省奈計宅開発第11号	昭和44年5月15日	草竹コンクリート工業(株)
24	草竹式扶壁付きブロック 4号	建設省奈計宅開発第11号	昭和44年5月15日	草竹コンクリート工業(株)

番号	大臣認定擁壁名称	認定書番号	認定年月日	認定取得者名
25	D T ブロック (凸型2号)	建設省形計宅開発第3号	昭和44年10月24日	東奥プレコン振興(株)
26	野田式N・Sブロック	建設省広計宅開第3号	昭和44年10月24日	(株)野田組
27	小牧式 (1-H型) コンクリート・ブロック	建設省鹿計宅開発第6号	昭和44年10月24日	南日コンクリート(株)
28	太洋式安定力シニューブロック	建設省長計宅開発第12号	昭和44年10月24日	太洋興業建設(株)
29	草竹式扶壁付きブロック5号	建設省奈計宅開発第3-1号	昭和44年10月24日	草竹コンクリート工業(株)
30	ニコーブロック	建設省柾計宅開発第5号	昭和44年10月24日	坂本産業(株)
31	△ (デルタ) 型ブロック	建設省計宅開発第45号	昭和45年3月6日	(有)不二設計所
32	π (パイ) 型ブロック	建設省計宅開発第47号	昭和45年3月6日	(有)不二設計所
33	盃型ブロック	建設省計宅開発第49号	昭和45年3月6日	共和コンクリート工業(株)
34	スプリットン間知ブロック	建設省計宅開発第126号	昭和45年7月16日	スプリットン工業(株)
35	緑化ウォール用コンクリートブロック	建設省計宅発第11号	昭和51年2月18日	日建工学(株)
36	ポトロアー	建設省計宅発第13号	昭和51年2月18日	技研興業(株)
37	S. P. ブロック	建設省計宅発第15号	昭和51年2月18日	(株)建設企画コンサルタント
38	緑化ウォール用コンクリートブロック (G100×50)	建設省徳計民発第2号	昭和55年1月22日	日建工学(株)
39	ポトロアーA型	建設省北計民発第10号	昭和55年1月22日	技研興業(株)
40	グリーンフヘキ小型	建設省奈計民発第26号	昭和55年11月10日	草竹コンクリート工業(株)
41	グリーンフヘキ 100	建設省奈計民発第26号	昭和55年11月10日	草竹コンクリート工業(株)
42	ハイベック	建設省岐計民発第12号	昭和56年11月16日	山富産業(株)
43	グリーンウォール	建設省北計民発第25号	昭和58年6月30日	共和コンクリート工業(株)
44	法止ブロック	建設省新計民発第18号	昭和58年12月23日	藤林コンクリート工業(株)、 [(有)藤商事]
45	ニューウォルコン	建設省京計民発第3号 (標準部)	昭和59年1月28日	京阪コンクリート工業(株)
46	ザ・ウォール	建設省東計民発第33号 (標準部)	昭和59年6月11日	羽田コンクリート工業(株)
47	C P型枠	建設省神計民発第21号	昭和59年6月15日	(株)トーホー
48	ML ウォール	建設省形経民発第4号 (標準部)	昭和60年5月27日	前田製管(株)
49	法止ブロック L型	建設省新経民発第6号	昭和60年7月12日	藤林コンクリート工業(株)、 [(有)藤商事]
50	YT-3 2 ニューノーマルクリフ	建設省丘経民発第22号	昭和60年7月30日	ヤマウ総合開発(株)

番号	大臣認定擁壁名称	認定書番号	認定年月日	認定取得者名
51	エルコン→WML エルコン	建設省愛経民発第28号	昭和60年12月27日	(株)新日本エルコン
52	ザ・ウォール	建設省東経民発第71号 (標準部)	昭和61年4月9日	羽田コンクリート工業(株)
53	K L ウォール	建設省東経民発第45号 (標準部)	昭和61年7月7日	興建産業(株)
54	フジムラ L型	建設省新経民発第6号 (標準部)	昭和61年7月7日	藤村ヒューム管(株)
55	ニューウォルコン	建設省京経民発第30号 (標準部追加)	昭和61年12月12日	京阪コンクリート工業(株)
56	K L ウォール	建設省東経民発第16号	昭和62年7月15日	興建産業(株)
57	ML ウォール	建設省形経民発第4号 (標準部)	昭和62年7月22日	前田製管(株)
58	法止ブロック L型	建設省新経民発第3号 (標準部)	昭和62年8月18日	藤林コンクリート工業(株)、 [(有)藤商事]
59	C P型枠	建設省神経民発第16号	昭和62年11月18日	(株)トーホー
60	ML ウォールⅡ型	建設省形経民発第7号 (標準部)	昭和62年12月14日	前田製管(株)
61	L型よう壁システムCタイプ	建設省岐経民発第12号	昭和63年1月8日	丸栄コンクリート工業(株)
62	フジムラ L型	建設省新経民発第7号 (標準部追加)	昭和63年1月13日	藤村ヒューム管(株)
63	YT-3 2 ニューノーマルクリフ	建設省丘経民発第2号 (標準部)	昭和63年3月7日	ヤマウ総合開発(株)
64	ML ウォールⅡ型	建設省形経民発第3号 (標準部追加)	昭和63年10月26日	前田製管(株)
65	フジムラ L型	建設省新経民発第3号 (標準部追加)	昭和63年10月26日	藤村ヒューム管(株)
66	エルコンⅡ型→WML エルコンⅡ型	建設省愛経民発第7号	昭和63年10月26日	(株)新日本エルコン
67	緑化ウォール L型	建設省東経民発第28号	平成1年9月6日	日建工学(株)
68	ニューウォルコンⅡ型	建設省京経民発第2号	平成2年7月12日	京阪コンクリート工業(株)
69	ニューC P L	建設省群経民発第2号	平成3年3月15日	(株)カイエー
70	L型擁壁システムA	建設省岐経民発第1号	平成3年3月15日	丸栄コンクリート工業(株)
71	K L ウォール2型	建設省東経民発第8号	平成3年3月15日	興建産業(株)
72	昭和式S L擁壁	建設省岐経民発第3号 (標準部)	平成3年6月12日	昭和コンクリート工業(株)
73	C L P-V	建設省北経民発第12号	平成3年10月23日	日本サンコンクリート(株)
74	昭和式S L擁壁	建設省岐経民発第5号 (標準部)	平成3年10月23日	昭和コンクリート工業(株)
75	ハイ・タッチウォール	建設省京経民発第5号	平成3年10月23日	全国宅地擁壁協会
76	法止ブロック (L型) (F L-A・B)	建設省新経民発第2号	平成4年3月18日	藤林コンクリート工業(株)、 [(有)藤商事]
77	ML ウォールⅢ型	建設省形経民発第2号	平成4年3月18日	前田製管(株)

番号	大臣認定擁壁名称	認定書番号	認定年月日	認定取得者名
78	ニューウォルコンⅢ型	建設省京経民発第2号	平成4年3月18日	京阪コンクリート工業(株)
79	ザ・ウォールⅡ	建設省東経民発第6号	平成4年3月18日	羽田コンクリート工業(株)
80	YT-3 2 ニューノーマルクリフⅡ	建設省丘経民発第3号	平成4年3月18日	ヤマウ総合開発(株)
81	K L ウォール3型 (B-25、B-30)	建設省東経民発第7号	平成4年3月18日	興建産業(株)
82	L型擁壁システムA 1	建設省岐経民発第2号	平成4年3月18日	丸栄コンクリート工業(株)
83	F L ウォール	建設省新経民発第1号	平成5年3月15日	藤村ヒューム管(株)
84	S L 擁壁Ⅲ型	建設省岐経民発第1号	平成5年3月15日	昭和コンクリート工業(株)
85	ニューC P L III	建設省群経民発第1号	平成5年3月15日	(株)カイエー、(株)テクノクリート
86	垂直積み擁壁ゴールコン	建設省沖経民発第1号	平成5年3月15日	(株)ゴールコン
87	T型ブロック	建設省梨経民発第1号	平成5年3月15日	山一窯業(株)
88	緑生擁壁	建設省東経民発第13号	平成5年3月15日	日本緑生(株)
89	ハイ・タッチウォール	建設省東経民発第94号	平成6年6月15日	(社) 全国宅地擁壁技術協会
90	垂直積み擁壁ゴールコン (廃止後の認定)	建設省沖経民発第1号	平成8年3月1日	(株)ゴールコン
91	CLP-VII	建設省北経民発第3号	平成9年3月18日	日本サンコンクリート(株)
92	T型ブロックWタイプ	建設省梨経民発第1号	平成9年10月21日	山一窯業(株)
93	オリロック積み擁壁	建設省東経民発第6号	平成9年11月18日	第一ブロック(株)
94	植栽ブロック「みどりくん」	建設省丘経民発第1号	平成10年3月24日	ヤマウ総合開発(株)
95	テールアルメ(擁壁)	建設省阪経民発第1号	平成10年3月24日	川鉄商事(株)、ヒロセ(株)
96	エルコンⅢ、IV型→WM LエルコンⅢ、IV型	建設省東経民発第7号	平成11年3月3日	(株)ワールドメディア
97	C L P - V	建設省山経民発第1号	平成11年5月27日	東洋ヒューム管(株)
98	C L P - V II	建設省山経民発第2号	平成11年5月27日	東洋ヒューム管(株)
99	YT-3 2 ニューノーマルクリフⅡ	建設省丘経民発第1号	平成12年12月27日	ヤマウ総合開発(株)
100	C P型枠Ⅲ型	国関整住整第499号	平成15年3月27日	(株)トーホー

参考資料-14 復旧工事への補助や支援

(1)災害復興住宅融資

住宅の建設や補修がある場合、整地として宅地の復旧についても融資を受けることができます

融資金利:年 1.70%

融資限度額(整地資金分):380万円

・融資を受けられる方

[建設]

住宅に5割以上の被害を受けた内容の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方

[補修]

住宅に10万円以上の被害を受けて、「り災証明書」の発行を受けた方

他にも、融資が受けるには年収や床面積の基準があります。詳しくは下記までご相談ください。

住宅金融公庫 北関東支店

電話:027-232-6656

(2)新潟県中越地震被災者生活再建支援事業

中越地震及びその後の余震により被災された世帯で、被災当時の居住地市町村長が発行する被災証明(り災証明)において、以下の被害が認定された世帯にたいして生活再建の補助を

- 1 住宅が全壊又は半壊し、倒壊防止等の事由によりやむなく解体した世帯【全壊世帯】
- 2 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯 【大規模半壊世帯】
- 3 住宅が半壊した世帯 【半壊世帯】

宅地の復旧工事は、居住関係経費のうち、「住宅に係る解体(除却)、撤去、整地費」に該当するため、補助の対象となります。

補助対象基本額は以下の表のとおりです。

単位:千円

世帯の収入、基準等	世帯	全壊	大規模半壊	半壊
世帯全体の収入が500万円以下の場合	複数	1,000 (4,000)	1,000 (2,000)	500
	単数	750 (3,000)	750 (1,500)	375
世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が500万円超、700万円以下の場合 世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が700万円超、800万円以下の場合	複数	500 (2,000)	500 (1,000)	500
	単数	375 (1,500)	375 (750)	375
上記以外の場合	複数	1,000	500	500
	単数	750	375	375

※ ()内金額は、国支援制度との合算額の上限額

詳しくは下記のお問い合わせ先までご相談ください。

新潟県 県民生活・環境部防災局 危機管理防災課

電話:025-285-5511 (内線:2403~2405)

参考資料-15 相談窓口

○被災宅地の復旧方法について

- ・被災宅地危険度判定を実施した市町村にお住まいの方

担当窓口（被災宅地危険度判定実施市町村）

市町村名	担当課	連絡	先	F	A	X
長岡市	都市開発課	0258-39-2226		0258-39-2270		
小千谷市	建設課	0258-83-3514		0258-83-2789		
十日町市	総務課	0257-57-3111 (内線223)		0257-52-4635		
見附市	企画調整課	0258-62-1700		0258-63-1006		
魚沼市	都市整備課	025-794-6071 (旧小出町、守門村、堀之内町、入広瀬村)		025-794-2353		
越路町	建設課	0258-92-5904		0258-92-3333		
川口町	建設企業課	0258-89-3114		0258-89-3861		
三島町	企画課	0258-42-2001		0258-42-3534		
小国町	建設課	0258-95-5909		0258-95-2282		
西山町	総務課	0257-47-4008		0257-47-2919		
刈羽村	総務課	0257-45-2244		0257-45-2818		

- ・上記以外の市町村にお住まいの方

新潟県庁 都市政策課 宅地建物係

電話：025-280-5427

○安心できる擁壁に関する基準（建築基準法）について

お住まいの市町村役場の建築担当課にお問い合わせください。

○被災宅地に対する助成・融資制度について

- ・被災者生活再建支援制度

新潟県庁 県民生活・環境部防災局 危機管理防災課

電話：025-285-5511（内線：2403～2405）

- ・災害復興住宅融資

住宅金融公庫 北関東支店

電話：027-232-6656

または「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関

- ・その他の支援制度

新潟県庁 都市政策課 宅地建物係

電話：025-280-5427